○国土交通省告示第三百二十三号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第七条第一項及び第二項の規定に基づき、対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域並びに当該対象空港に係る対象施設周辺地域を指定した告示（令和二年国土交通省告示第七百四十一号）の一部を次のように改正する。

令和七年四月十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
七　福岡空港	七　福岡空港
（略）	（略）
対象空港の区域	対象空港の区域
福岡県福岡市博多区	福岡県福岡市博多区
大字青木、榎田一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、大井一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大字堅粕（次の図面に示す部分に限る。）、大字上臼井、大字雀居（次の図面に示す部分に限る。）、大字下臼井（次の図面に示す部分に限る。）、月隈一丁目、四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、西月隈二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、半道橋二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに大字東平尾（次の図面に示す部分に限る。）	大字青木、大井一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大字堅粕（次の図面に示す部分に限る。）、大字上臼井、大字雀居（次の図面に示す部分に限る。）、大字下臼井（次の図面に示す部分に限る。）、月隈一丁目、四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、半道橋二丁目及び大字東平尾（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象空港に係る対象施設周辺地域	対象空港に係る対象施設周辺地域
（略）	（略）
福岡県福岡市博多区	福岡県福岡市博多区
大字青木、青木一丁目、榎田一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、大井一丁目及び二丁目、大字堅粕、大字上臼井、上牟田一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、空港前一丁目、二丁目、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、大字雀居、大字下臼井、大字下月隈（次の図面に示す部分に限る。）、月隈一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目、五丁目及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西月隈一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目及び三丁目から六丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、半道橋二丁目、東那珂二丁目、東比恵三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大字東平尾、東平尾一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目及び三丁目、豊二丁目（次の図面に示す部分に	大字青木、青木一丁目、榎田一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目、大井一丁目及び二丁目、大字堅粕、大字上臼井、上牟田一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、空港前一丁目、二丁目、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び四丁目、大字雀居、大字下臼井、大字下月隈（次の図面に示す部分に限る。）、月隈一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目、五丁目及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西月隈一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目及び三丁目から六丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、半道橋二丁目、東那珂二丁目、東比恵三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大字東平尾、東平尾一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目及び三丁目、豊二丁目（次